

有価物回収協業組合 石坂グループ

# 環境活動レポート



2014

石坂グループマスコットキャラクター  
つばめのアールくん

2015年 8月発行 第9版

対象取組期間/2013年12月～2014年11月



## 目 次

1 環境方針	.....	1
2 登録事業所の概要	.....	2
3 組織図	.....	3
4 産業廃棄物関連許可	.....	4
5 事業計画概要	.....	7
6 施設及び処理の状況(収集運搬)	.....	8
7 施設及び処理の状況(処分業)	.....	9
8 処理方式	.....	10
9 処理工程図	.....	13
10 受託した産業廃棄物の処理量	.....	14
11 主な役割、責任及び権限	.....	15
12 環境目標と環境活動計画	.....	16
13 グループ全体の物質収支	.....	17
14 環境目標と実績	.....	18
15 環境関連法規等の遵守状況	.....	19
16 代表者による全体評価と見直しの結果	.....	20
17 地域・社会貢献	.....	20
18 社員教育・訓練	.....	21
19 会社案内図	.....	22

# 環 境 方 針

私たち石坂グループは、リサイクル事業及び廃棄物処理事業を通じ、業界のリーディングカンパニーとして、地域・社会の環境保全への取組みをサポートし、環境に責任の持てる企業として有益な環境活動を追及いたします。

- 1、取扱品目全般において、環境負荷の軽減、化学物質の適正管理、エネルギーの知的利用の促進、コスト削減の追及を実施し、最適な企業活動を目指します。
- 2、事業活動の定期的見直しを実施し、継続的改善・汚染の予防・環境負荷の軽減を第一に事業活動を実施いたします。
- 3、環境企業として、子供達の環境教育を積極的に実践し、施設の一般公開・情報の開示を推進いたします。
- 4、当社において、有効資源の活用・確保及びグリーン購入を推進し、最終処分廃棄物の削減、有効利用の促進につなげます。
- 5、環境関連法規及び、同意したその他の要求事項を、すべて順守し、業界のレベルアップ・モラルの向上を目指します。
- 6、この環境方針は、当組合の環境活動の指針として全従業員に周知し、関連する一般の方すべてに公開致します。

2014年 9月 1日



有価物回収協業組合石坂グループ

理事長 石坂 孝光

## 登録事業所の概要

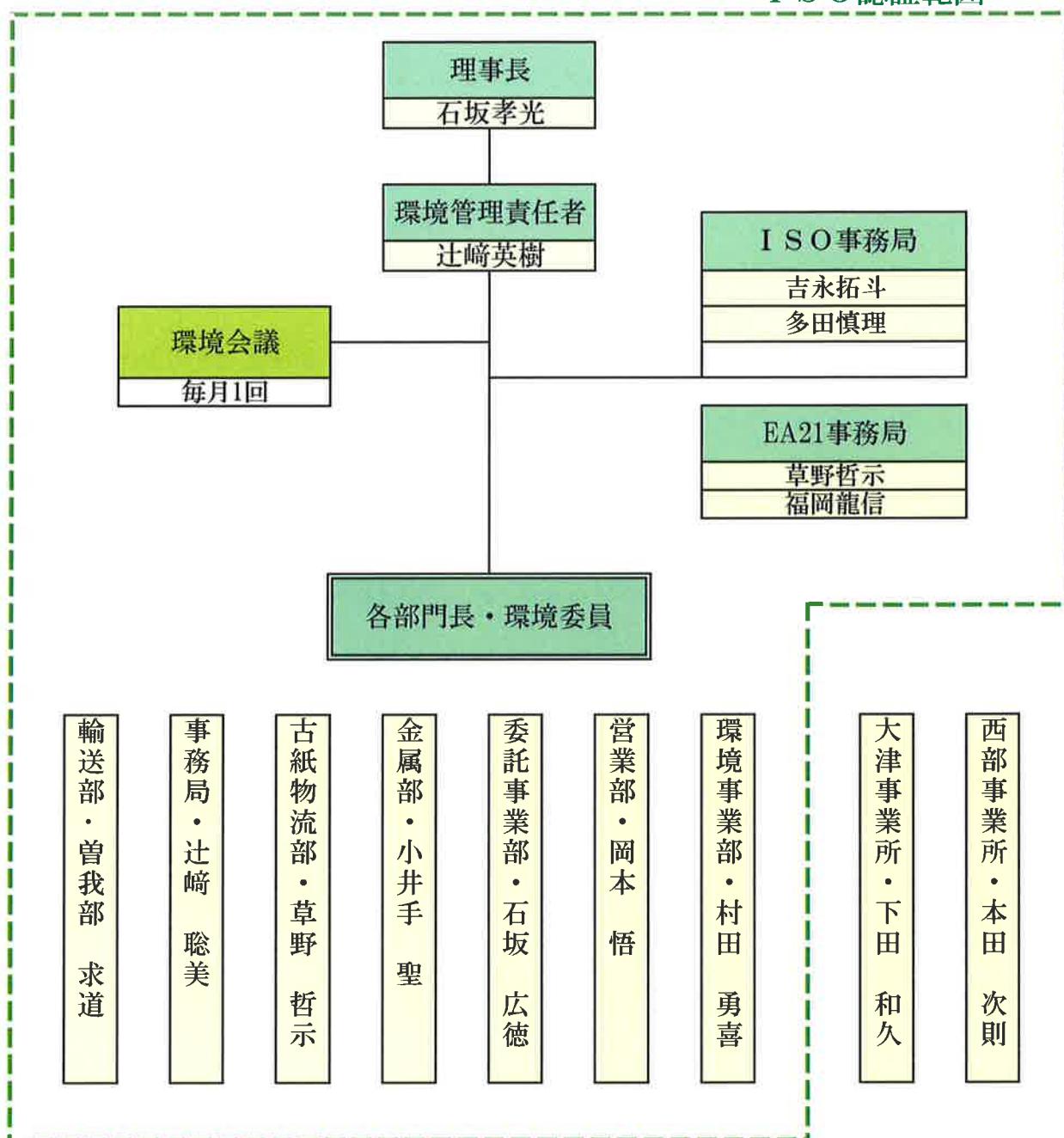
氏名または名称	有価物回収協業組合石坂グループ
住所(法人の場合は事務所・事業場の所在地)	本社工場 :熊本県熊本市東区戸島町2874 大津事業所 :熊本県菊池郡大津町杉水3746番地 西部事業所 :熊本県熊本市西区上代町7丁目28-11

### 会社情報

代表者氏名(法人の場合)	代表理事 石坂孝光																												
役員等の氏名、就任年月日(法人の場合)	顧問理事 石坂孝康 平成24年6月16日就任 代表理事 石坂孝光 平成12年7月26日就任 専務理事 伊藤禎之 昭和61年2月13日就任 常務理事 辻崎英樹 平成4年7月28日就任 理事 石坂貴美子 平成13年7月30日就任 監事 村田俊哉 平成13年7月30日就任 (平成27年6月16日現在)																												
設立年月日(法人の場合)	昭和54年5月25日																												
資本金・出資金の額(法人の場合)	7,000万円																												
事業の内容	<p>【名称】 有価物回収協業組合石坂グループ</p> <p>【連絡先】 電話:096-389-5501 FAX:096-389-5502</p> <p>【延床面積】 41773.62m<sup>2</sup></p> <p>【資本金】 7,000万円</p> <p>【事業の歴史】</p> <p>昭和54年 熊本有価物回収事業協同組合設立。</p> <p>昭和55年 中小企業高度化資金対象事業として資源化工場開設。</p> <p>昭和60年 菊池郡大津町に大津事業所開設。</p> <p>昭和61年 「熊本有価物回収事業協同組合」から 「有価物回収協業組合石坂グループ」に組織変更。 熊本市城山上代町に西部事業所開設。</p> <p>平成3年 「空きびん・空き缶選別加工事業」資源化工場開設。</p> <p>平成10年 「ミックス古紙選別事業」と「ペットボトル選別 加工事業」工場を建設・整備。</p> <p>平成13年 「破碎プラント(シュレッダー)」を設置</p> <p>平成14年 本社工場を移転</p> <p>平成16年 大津事業所にて「RPF(固形燃料)プラント」を設置</p> <p>平成18年 本社工場を拡張</p> <p>平成19年 株式会社九州環境ネットワーク設立。 グループ全体でエコアクション21認証取得。</p> <p>平成22年 株式会社エコポート九州 工場竣工。</p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>売上 (Billion yen)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2009年</td><td>3965</td></tr> <tr><td>2010年</td><td>5033</td></tr> <tr><td>2011年</td><td>5619</td></tr> <tr><td>2012年</td><td>5315</td></tr> <tr><td>2013年</td><td>5243</td></tr> <tr><td>2014年</td><td>6108</td></tr> </tbody> </table>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>従業員数 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2009年</td><td>211</td></tr> <tr><td>2010年</td><td>225</td></tr> <tr><td>2011年</td><td>248</td></tr> <tr><td>2012年</td><td>241</td></tr> <tr><td>2013年</td><td>249</td></tr> <tr><td>2014年</td><td>271</td></tr> </tbody> </table>	年	売上 (Billion yen)	2009年	3965	2010年	5033	2011年	5619	2012年	5315	2013年	5243	2014年	6108	年	従業員数 (人)	2009年	211	2010年	225	2011年	248	2012年	241	2013年	249	2014年	271
年	売上 (Billion yen)																												
2009年	3965																												
2010年	5033																												
2011年	5619																												
2012年	5315																												
2013年	5243																												
2014年	6108																												
年	従業員数 (人)																												
2009年	211																												
2010年	225																												
2011年	248																												
2012年	241																												
2013年	249																												
2014年	271																												

## 組織図

ISO認証範囲



# 産業廃棄物関連許可

## 産業廃棄物収集運搬業

許可権者	熊本県 4301023165	福岡県 400023165	大分県 4402023165	鹿児島県 4609023165	佐賀県 4103023165	宮崎県 4504023165	山口県 3500023165
許可番号			<th></th> <th></th> <th></th> <td></td>				
許可の年月日	平成21年9月1日	平成21年7月23日	平成23年6月19日	平成24年6月27日	平成26年3月29日	平成26年9月17日	平成25年11月12日
許可の有効期限	平成28年8月31日	平成28年7月22日	平成30年6月18日	平成31年6月26日	平成33年3月28日	平成31年9月16日	平成32年11月11日
優良適合	優良	優良	優良	優良	優良	-	優良
許可品目	燃え資	○	○	○	○	○	○
	汚泥	○	○	○	○	○	○
	廃油	○	○	○	○	○	○
	廃酸	○	○				
	廃アルカリ	○	○				
	廃プラスチック類	○	○	○	○	○	○
	紙くず	○	○	○	○	○	○
	木くず	○	○	○	○	○	○
	繊維くず	○	○	○	○	○	○
	動植物性廃さ	○	○	○	○	○	○
	ゴムくず	○	○	○	○	○	○
	金属くず	○	○	○	○	○	○
	ガラスくず※	○	○	○	○	○	○
	舷さい	○	○	○	○	○	○
	がれき類	○	○	○	○	○	○
	動物のふん尿	○					
	動物の死体	○					
	ばいじん	○					
	令第13号	○					
	自動車等破碎物	○	○	○		○	
	石綿含有		○	○	○	○	○

※ガラスくず・コンクリート及び陶磁器くず

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業

許可権者	熊本県	熊本市	山口県	福岡県
許可番号	4351023165	8161023165	3550023165	4050023165
許可の年月日	平成20年10月17日	平成27年8月8日	平成26年11月25日	平成24年1月23日
許可の有効期限	平成27年10月16日	平成34年8月7日	平成33年11月24日	平成29年1月22日
優良適合	優良	優良		
積替・保管		面積20m <sup>2</sup> 高さ3m 容量27m <sup>3</sup>		
許可品目	廃油 (揮発油類・灯油類・軽油類に限る)			○
	廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る)	○	○	○
	廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る)	○	○	
	特定有害燃え體 カドミウム			○
	鉛			○
	六価クロム			○
	砒素			○
	セレン			○
	ダイオキシン類			○
	特定有害物 水銀			○

# 産業廃棄物関連許可

特別管理産業廃棄物収集運搬業（つづき）

者可権者	熊本県	熊本市	山口県	福岡県
許可番号	4351023165	8161023165	3550023165	4050023165
許可の年月日	平成20年10月17日	平成27年8月8日	平成26年11月25日	平成24年1月23日
許可の有効期限	平成27年10月16日	平成34年8月7日	平成33年11月24日	平成29年1月22日
優良適合	優良	優良		
特定有害汚泥	六価クロム			○
	砒素			○
	シアン			○
	トリクロロエチレン			○
	テトラクロロエチレン			○
	ジクロロメタン			○
	四塩化炭素			○
	1,2-ジクロロエタン			○
	1,1-ジクロロエトレン			○
	シス-1,2-ジクロロエチレン			○
	1,1,1-トリクロロエチレン			○
	1,1,2-トリクロロエチレン			○
	1,3-ジクロロプロペン			○
	チラウム			○
	シマジン			○
	チオベンカルブ			○
	ベンゼン			○
	セレン			○
	ダイオキシン類			○
特定有害ばいじん	水銀			○
	カドミウム			○
	鉛			○
	六価クロム			○
	砒素			○
	セレン			○
特定有害光鉱さい	水銀			○
	カドミウム			○
	鉛			○
	六価クロム			○
	砒素			○
	セレン			○
特定有害廃油	トリクロロエチレン			○
	テトラクロロエチレン			○
	ジクロロメタン			○
	四塩化炭素			○
	1,2-ジクロロエタン			○
	1,1-ジクロロエトレン			○
	シス-1,2-ジクロロエチレン			○
	1,1,1-トリクロロエチレン			○
	1,1,2-トリクロロエチレン			○
	1,3-ジクロロプロペン			○
特定有害酸	ベンゼン			○
	水銀			○
	カドミウム			○
	鉛			○

# 産業廃棄物関連許可

特別管理産業廃棄物収集運搬業（つづき）

許可権者	熊本県	熊本市	山口県	福岡県
許可番号	4351023165	8161023165	3550023165	4050023165
許可の年月日	平成20年10月17日	平成27年8月8日	平成26年11月25日	平成24年1月23日
許可の有効期限	平成27年10月16日	平成34年8月7日	平成33年11月24日	平成29年1月22日
優良適合	優良	優良		
特定有害廃酸	有機燐			○
	六価クロム			○
	砒素			○
	シアン			○
	トリクロロエチレン			○
	テトラクロロエチレン			○
	ジクロロメタン			○
	四塩化炭素			○
	1,2-ジクロロエタン			○
	1,1-ジクロロエトレン			○
	シス-1,2-ジクロロエチレン			○
	1,1,1-トリクロロエチレン			○
	1,1,2-トリクロロエチレン			○
	1,3-ジクロロプロパン			○
	チラウム			○
	シマジン			○
	チオベンカルブ			○
	ベンゼン			○
	セレン			○
	ダイオキシン類			○
特定有害廃アルカリ	水銀			○
	カドミウム			○
	鉛			○
	有機燐			○
	六価クロム			○
	砒素			○
	シアン			○
	トリクロロエチレン	○	○	○
	テトラクロロエチレン	○	○	○
	ジクロロメタン	○	○	○
	四塩化炭素	○	○	○
	1,2-ジクロロエタン	○	○	○
	1,1-ジクロロエトレン	○	○	○
	シス-1,2-ジクロロエチレン	○	○	○
	1,1,1-トリクロロエチレン	○	○	○
	1,1,2-トリクロロエチレン	○	○	○
	1,3-ジクロロプロパン	○	○	○
	チラウム	○	○	○
	シマジン	○	○	○
	チオベンカルブ	○	○	○
	ベンゼン	○	○	○
	セレン			○
	ダイオキシン類			○
廃石綿等				○

※添付書類：特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

## 産業廃棄物処分業

○産業廃棄物処分業許可証（熊本県）

○産業廃棄物処分業許可証（熊本市） 参照

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

登録番号：熊本県熊本市東区荒尾町2丁目2番地  
商号：有田物販取協業組合石坂工場  
代表者氏名：代表理事 石坂 亮光

優  
良

廃棄物の処理及び積荷記載に関する法律第十二条第一項の許可を受けて者であることを証する。

熊本県長 大 西 一 史

手渡し年月日

平成22年8月1日

許可の有効年月日

平成23年8月1日

### 1. 事業の範囲

裏面のとおり。

### 2. 積荷保管施設の概要

積荷・保管場所	施設の面積	保管する廃棄物の種類	保管料率
熊本市東区荒尾町287(1番地)外(保 留は敷地内)の屋外保管 (施設は限る。)	100m <sup>2</sup> 以下余白	発生(発バッテリーに含まれ る水素で充電度数20%以 上のものを除く)、特定有機產 業廃棄物であるものの在庫 量、発アルカリ性(発バッテリー に含まれる水素で充電度 数20%以上のものを除 き、特定有機產業廃棄物)各 もとが免除され以上を除く	保管料率 100m <sup>2</sup> あたり 1,000円 100kgあたり 10円

### 3. 管理責任者

石坂

### 4. 許可の更新・要件の変更

平成22年8月1日より  
平成23年8月1日まで  
を過ぎてはならない。  
平成22年8月1日より  
平成23年8月1日まで  
を超過してはならない。

本許可は、本規則によるものと同一のものとみなす。

事業の範囲	
事業区分	取扱う特別管理産業廃棄物の種類
収集運搬業 (積替え、保管行為を含む。) 以下余白	廃酸(堺バッテリーに含まれる水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)、廃アルカリ(堺バッテリーに含まれる水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)
収集運搬業 (積替え、保管行為を除く。) 以下余白	廃アルカリ 水素イオン濃度指数12.5以上のもの。又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエタン、シス-2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマシン、チオベンカルブ、若しくはベンゼンのいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。以下余白

様式第九号（第十条の六関係）

許可番号 第04321023165号

## 産業廃棄物処分業許可証

生 所 熊本県熊本市東区戸島町2874番地

氏 名 有価物回収協業組合石坂グループ  
代表理事 石坂 孝光

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 蒲島 郁夫

許可の年月日 平成 21年 2月 12日

許可の有効年月日 平成 28年 2月 11日

### 1. 事業の範囲

事業の区分	処理方式	取り扱う産業廃棄物の種類
中間処理業	圧縮	紙くず、繊維くず、金属くず、廃プラスチック類（これらのうち自動車等破碎物を含み、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白
	解体・選別	木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類（これらのうち自動車等破碎物、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白
	選別	紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃プラスチック類（これらのうち石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白
	破碎①	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去によって生じたものを除く。）及び陶磁器くず（これらのうち廢蛍光灯に限り、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白
	破碎②	紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類（これらのうち石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白
	圧縮・固化	紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類（これらのうち石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

### 2. 事業の用に供するすべての施設

種類	設置場所	設置年月日	処理能力
圧縮	熊本県菊池郡大津町杉水字中谷3746番2号	平成11年2月5日	198.9t/日(8h)

(裏面へ続く)

## (裏面)

解体・選別	熊本県菊池郡大津町杉水字中谷 3746番2ほか	平成11年2月5日	32t/日(8h)
選別	熊本県菊池郡大津町杉水字中谷 3746番2ほか	平成11年11月6日	78t/日(8h)
破碎①	熊本県菊池郡大津町杉水字中谷 3746番2ほか	平成14年4月25日	1.0t/日(8h)
破碎②	熊本県菊池郡大津町杉水字中谷 3746番2ほか	平成16年7月1日	4.4t/日(8h)
圧縮・固化	熊本県菊池郡大津町杉水字中谷 3746番2ほか	平成16年7月1日	4.4t/日(8h)

## 3. 許可の条件

- ( 1 ) 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
- ( 2 ) 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用し、毎月報告すること。
- ( 3 ) 再生品等の出荷状況報告書を毎月、翌月の10日までに報告すること。

## 4. 許可の更新又は変更の状況

- ( 1 ) 平成11年2月12日付けで新規許可
- ( 2 ) 平成12年2月7日付けで事業範囲変更許可（「選別」で処理する産業廃棄物の種類に「紙くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類」を追加及び選別施設の処理能力変更）
- ( 3 ) 平成14年6月17日付けで事業範囲変更許可（処理方式に「破碎」を追加及び破碎施設を追加）
- ( 4 ) 平成16年3月9日付けで更新許可
- ( 5 ) 平成16年9月6日付けで事業範囲変更許可（処理方式に「圧縮・固化」を追加、「破碎」で取り扱う産業廃棄物の種類に「紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類」を追加及び破碎施設を追加）
- ( 6 ) 平成21年2月27日付けの変更届出により圧縮施設（設置年月日：平成11年2月5日、処理能力：5.6t/日）を廃止
- ( 7 ) 平成21年3月13日付けで更新許可
- ( 8 ) 平成23年7月26日付けで優良基準適合確認
- ( 9 ) 平成24年4月9日付けの変更届出により住所表記変更（旧住所：熊本県熊本市戸島町2874番地）
- ( 10 ) 平成24年10月18日付けで事業範囲変更許可（「選別」で処理する産業廃棄物の種類に「木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類」を追加及び選別施設の処理能力変更（旧処理能力：64t/日））

## 5. 規則10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 「有」

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 熊本県熊本市東区戸島町2874番地  
 名称 有価物回収協業組合 石坂グループ  
 代表者氏名 代表理事 石坂 孝光

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

熊本市長

幸山政史

許可の年月日 平成25年9月12日

許可の有効年月日 平成32年9月11日

## 1 事業の範囲

事業区分	取り扱う産業廃棄物の種類
中間処理業	切 断 廃プラスチック類、木くず、金属くず 以下余白
	圧 縮 廃プラスチック類、金属くず、紙くず、繊維くず 以下余白
	剥 離 廃プラスチック類、金属くず 以下余白
	切断・分離 廃プラスチック類、金属くず 以下余白
	選別・解体 廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず 以下余白
	選 別 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類 以下余白
	破 碎 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類（これらのうち、廃蛍光管に係るものを含む。）
	破砕・選別 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類 以下余白
	破碎・分級 ガラスくず及び陶磁器くず 以下余白
	破碎・減溶 廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。） 以下余白
	破碎（移動式）・選別 木くず 以下余白
	選別・破碎・洗浄 廃プラスチック類（廃ペットボトルに限る。）、ガラスくず及び陶磁器くず（廃飲料容器に限る。） 以下余白
	破碎 紙くず 以下余白
	選別、圧縮、梱包 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず 以下余白

## 2 事業の用に供する全ての施設

裏面のとおり。

## 3 許可の条件

裏面のとおり。

## 4 許可の更新・変更の状況

裏面のとおり。

## 5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 「有」 以下余白

1 事業の用に供する全ての施設

(1) 中間処理施設(所在地:熊本市戸島町2874番地1 外23筆)

施設名称等	施設の種類	保管が許可の種類	処理能力	設置年月日 (施設向産品)
金属・ガラス工場	切 断	廃アクリル類、木くず、金属くず 以下余白	68.8 t/日(8h)	平成 12 年 2 月 20 日
	正 節	廃アクリル類、金属くず 以下余白	5.6 t/日(8h)	平成 3 年 3 月 1 日
	剥 離		3.0 t/日(8h)	平成 12 年 12 月 20 日
	切断・分離	廃アクリル類、金属くず 以下余白	2.5 t/日(8h)	平成 12 年 12 月 20 日
廃自動車等解体工場	選別・解体	廃アクリル類、廃油、木くず、繊維くず、木くず、金属くす、アルミニウム及び陶磁器くず 以下余白	30台/日(8h)	平成 12 年 2 月 20 日
破砕整理工場	選 別	廃アクリル類、木くず、繊維くず、木くず、金属くず、木くず、アルミニウム及び陶磁器くず、がれき類 以下余白	16 t/日(8h)	平成 12 年 12 月 20 日
	破 砕		4.1 t/日(8h)	平成 12 年 12 月 20 日
	破砕・選別		32 t/日(8h)	平成 17 年 4 月 26 日 (第0504号)
びん・缶類別工場	選 別	金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず 以下余白	48 t/日(8h)	平成 3 年 3 月 1 日
	正 節	金属くず 以下余白	16 t/日(8h)	平成 3 年 3 月 1 日
	生 編	金属くず 以下余白	5.6 t/日(8h)	平成 3 年 3 月 1 日
	破碎・分級	ガラスくず及び陶磁器くず 以下余白	16 t/日(8h)	平成 12 年 9 月 30 日
廃・リサイクル工場	選 別	廃アクリル類 以下余白	40 t/日(8h)	平成 10 年 3 月 25 日
	正 節		4.5 t/日(8h)	平成 19 年 6 月 1 日
焼却光音破碎施設	破 砕	廃アクリル類、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず(高銀光熱に 限る。)	1.0 t/日(8h)	平成 13 年 3 月 27 日
破碎・減容施設	破碎・減容	廃アクリル類 以下余白	0.96 t/日(8h)	平成 17 年 3 月 15 日
選別・压缩工場	選 別	廃アクリル類、木くず、繊維くず 以下余白	40 t/日(8h)	平成 12 年 3 月 31 日
	正 節		168 t/日(8h)	平成 12 年 3 月 31 日
破碎・精別工場	破碎(精別型)・選別	木くず 以下余白	280 t/日(8h)	平成 15 年 11 月 11 日 (第0302号)
△外付・破碎工場	選別・破碎・洗净	廃アクリル類(廃アクリル熱に限る。) 以下余白	17 t/日(16h)	平成 25 年 6 月 17 日 (第1301号)
びん・缶 類破碎工場	選別・破碎・洗净	ガラスくず及び陶磁器くず(瓶飲料用容器に限る。) 以下余白	200 t/日(8h)	平成 17 年 4 月 26 日
樹脂・紙破碎工場	破碎	紙くず 以下余白	9.6 t/日(16h)	平成 20 年 9 月 26 日
選別・アシ工場	選別・圧縮	廃アクリル類、木くず、木くず、繊維くず、木くず、金属くず、 ガラスくず及び陶磁器くず 以下余白	100 t/日(8h)	平成 21 年 9 月 26 日
精別工場	選別・正編・梱包	廃アクリル類、紙くず、木くず、繊維くず、木くず、金属くず、 ガラスくず及び陶磁器くず 以下余白	48 t/日(8h)	平成 23 年 3 月 9 日

(2) 保管施設(所在地:熊本市戸島町2874番地1 外23筆)

施設名称等	施設の種類	面積	保管容量	高さ	主要保管物の種類
金属・ガラス工場	切 断	200m <sup>2</sup>	447m <sup>3</sup>	3m	廃アクリル類、木くず、金属くず 以下余白
	正 節	16m <sup>2</sup>	16m <sup>3</sup>	4m	廃アクリル類、金属くず 以下余白
	剥 離	19m <sup>2</sup>	37m <sup>3</sup>	4m	
	切断・分離	0.5m <sup>2</sup>	19.5m <sup>3</sup>	4m	
廃自動車等解体工場	選別・解体	80m <sup>2</sup>	13台	4m	廃アクリル類、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、木くず、金属くず、 ガラスくず及び陶磁器くず
破砕整理工場	選 别				廃アクリル類、紙くず、木くず、繊維くず、木くず、金属くず、ガラス くず、アルミニウム及び陶磁器くず 以下余白
	破 砕				
	破砕・選別	96m <sup>2</sup>	200m <sup>3</sup>	4m	
びん・缶類別工場	選 别	361m <sup>2</sup>	361m <sup>3</sup>	4m	金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず 以下余白
	正 節				金属くず 以下余白
	破碎・分級	126m <sup>2</sup>	254m <sup>3</sup>	4m	ガラスくず及び陶磁器くず 以下余白
	選 别	90m <sup>2</sup>	280m <sup>3</sup>	3. 5m	廃アクリル類 以下余白
高銀光熱破碎施設	破 砕	10m <sup>2</sup>	3t	2.5m	廃アクリル類、金属くず、ガラスくす及び陶磁器くず(高銀光熱に限る。) 以下余白
選別・压缩二場	選 别	7.45m <sup>2</sup>	2.157m <sup>3</sup>	4m	廃アクリル類、紙くず、繊維くず 以下余白
	正 節	198m <sup>2</sup>	447m <sup>3</sup>	4m	
破碎・減容施設	破碎・減容	12.0m <sup>2</sup>	3.4m <sup>3</sup>	0. 75m	廃アクリル類 以下余白
破碎・選別工場	破碎・精別型・選別	203.1m <sup>2</sup>	469.7m <sup>3</sup>	4m	木くず 以下余白
△外付・破碎工場	選別・破碎・洗净	92.7m <sup>2</sup>	143.3m <sup>3</sup>	4m	廃アクリル類(廃アクリル熱に限る。) 以下余白
	正 節	194.0m <sup>2</sup>	572.0m <sup>3</sup>	4m	
△外付・破碎工場	選別・破碎・洗净	35.5m <sup>2</sup>	63.0m <sup>3</sup>	3. 5m	ガラスくず及び陶磁器くず(廃アクリル熱に限る。) 以下余白
	正 節	34.8m <sup>2</sup>	70.5m <sup>3</sup>	4m	
	29.2m <sup>2</sup>	40.1m <sup>3</sup>	3. 7m		
	23.2m <sup>2</sup>	70.23m <sup>3</sup>	4m		
樹脂・紙破碎工場	破碎	41.2t	3.5t	1.25m	紙くず 以下余白
樹脂・紙工場	剥 別	22.4t	536.7t	5m	廃アクリル類、紙くず、木くず、繊維くず、木くず、金属くず 1枚 手及び陶磁器くず 以下余白
精別工場	剥 別・正編	18.3t	225t	4m	廃アクリル類、紙くず、木くず、繊維くず、木くず、金属くず 1枚 手及び陶磁器くず 以下余白
選別工場	選別・正編・梱包	18.3t	273.3t	4m	廃アクリル類、紙くず、木くず、繊維くず、木くず、金属くず 1枚 手及び陶磁器くず 以下余白

(裏面に續く。)

## 2 許可の条件

- (1) 施設の稼動に当たっては、生活規制違反の範囲にまづく作業を行うにともに、騒音及び振動等による生活環境保全上の対策が生じないように十分注意して行うこと。

- (2) 働じん等による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。

## 3 許可の更新・変更の状況

平成 8 年 9 月 12 日

許可の更新

代表者の変更

事業範囲の変更 (取り扱う産物が廃物の種類の追加: 廃アスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくずの追加)

平成 12 年 9 月 14 日

平成 13 年 3 月 8 日

平成 13 年 9 月 12 日

許可の更新

平成 13 年 12 月 31 日

事業範囲の変更 (中間処理業の発生光管 (ガラスくず及び磁器くず、金属くず、廃アスチック類) 破碎の追加)

平成 15 年 11 月 28 日

事業範囲の変更 (移動式木くずの破碎施設の追加)

平成 18 年 4 月 25 日

事業範囲の変更 (廃アスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・シリカくず及び磁器くずの選別、ガラスくず及び磁器くずの選別、廃アスチック類の破碎・溶融、廃アスチック類の選別・破碎・洗浄、ガラスくず及び磁器くずの選別・破碎・洗浄、廃アスチック類、木くず及び紙くずの破碎・溶化の追加並びに木くずの破碎施設に選別を追加。)

平成 18 年 9 月 12 日

許可の更新

平成 19 年 7 月 24 日

ペットトルの選別・破碎・洗浄施設の処理能力変更 (72t/日 (8h) から 108t/日 (12h) に変更)

平成 21 年 5 月 15 日

ペットトルの選別・破碎・洗浄施設の処理能力変更 (108t/日 (12h) から 144t/日 (16h) に変更。)

平成 21 年 6 月 2 日

RPF 工場破碎施設の処理能力変更 (45.5t/日 (8h) から 91t/日 (16h) に変更。)

平成 22 年 1 月 24 日

RPF 工場破碎・溶化施設の処理能力変更 (24t/日 (3h) から 48t/日 (16h) に変更。)

平成 23 年 5 月 17 日

事業範囲の変更 (紙くずの破碎施設の追加: 廃アスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず及び磁器くずの選別・正縮包装の追加)

平成 24 年 1 月 24 日

事業範囲の変更 (業の本體から「破碎・溶化」を削除。)

平成 24 年 4 月 9 日

爆破施設の追加 (選別、圧縮・梱包施設 48t/日 (8h) の追加)

平成 25 年 6 月 27 日

住居表示の変更

平成 25 年 9 月 11 日

ペットトルの選別・破碎・洗浄施設の処理能力変更 (14.4t/日 (16h) から 17t/日 (16h) に変更。)

許可の更新及び場所認定 以下余白

# 事業計画概要

## 事業計画の概要

(平成27年6月16日現在)

※許可の内容に関する詳細は、添付ファイルをご確認下さい。

### 【全体計画の概要】

#### (業務概要)

一般、産業廃棄物の収集運搬業・処分業、有価物資源の再資源化、各自治体の資源物に関する委託事業、循環型社会システムの構築事業、リサイクル関連観光教育の指導・研修業務、環境コンサルティング事業、古物販売事業

#### (主な品目の取扱計画量)

・廃プラスチック類	263t/月
・木くず	139t/月
・がれき類	425t/月
・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	19t/月
・金属くず	235t/月
・紙くず	11t/月
・ゴムくず	1t/月

注)上記以外の取扱計画量は少量のため、記載を省略いたします。

### 【環境保全措置の概要】

#### (運搬に関する措置)

- ・廃棄物の飛散・流出を防止するため、専用容器などを利用し、シートによる被覆やロープ固定を行い運搬する。
- ・ドラム缶等は、運転中に転倒しないように、ワイヤーにて固定する。
- ・解体工事等に伴い生じた石綿含有廃棄物の収集・運搬を行う場合には、破碎又は破断することのないよう原形のまま整然と積込み、飛散防止措置としてシートで覆って運搬する。また、他の廃棄物と混合しないように仕切りを設ける等、注意して運搬する。
- ・特別管理産業廃棄物(廃バッテリー)の運搬においては、荷くずれ等ないよう常に荷積みの状況を確認し、運転中に廃棄物が飛散流出しないようにシート等で覆う。
- ・特別管理産業廃棄物(廃アルカリ(液状))の運搬においては、プラスチック容器に入れ、荷崩れ等ないように常に荷積みの状況を確認し、運転中に廃棄物が飛散流出しないようにシート等で覆う。
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他関係法令を遵守する。

#### (処理及び施設に関する措置)

- ・始業前には施設、作業場内に亀裂や損傷がないか、屋根に漏水や損傷等がないか確認し、万一異常が確認された場合は早急に修理する。
- ・処理施設に過剰に負荷が掛からないように、搬入時の計量等で搬入量を確認し、処理施設への廃棄物投入量が処理能力を超えないようにする。
- ・処理に伴う排水は水処理施設にて処理後、可能な限り再利用水として使用します。放流する場合は、基準値を達成できる水質に処理後に放流します。また、定期的に処理水の検査を実施し、水質を確認します。
- ・処理施設はすべて建屋内に設置し、特に著しい騒音が発生する施設は専用の防音室内に設置して騒音の影響を防止します。また、重機等による場内作業は丁寧に行い必要以上の騒音を発生しないように指導します。
- ・処理施設はすべてコンクリート基礎上に固定し、振動の発生を軽減します。重機等による場内作業は丁寧に行い必要以上の振動を発生しないように指導します。
- ・処理施設はすべて建屋内に設置し、洗浄処理工程及び破碎物の輸送はダクト式を採用し粉じんの発生を防止します。
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他関係法令を遵守する。

#### (その他の環境配慮等)

ISO14001やエコアクション21の認証を受け、環境負荷の軽減やエネルギーの知的利用促進及びコスト削減の追及を実施し、最適な企業活動を推進しています。また、リサイクル事業及び廃棄物処理事業を通じ、地域社会の環境保全への取組をサポートできるように有益な環境活動を追及します。

## 施設及び処理状況(収集運搬業)

	<p>[全保有台数] 100台</p> <p>&lt;内訳&gt;</p> <table border="0"> <tbody> <tr> <td>キャブオーバ</td> <td>25台</td> </tr> <tr> <td>廻転車</td> <td>40台</td> </tr> <tr> <td>高所作業車</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>コンテナ専用車</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>脱着装置付コンテナ専用車</td> <td>9台</td> </tr> <tr> <td>ダンプ</td> <td>9台</td> </tr> <tr> <td>バン</td> <td>10台</td> </tr> <tr> <td>箱型</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>収集運搬量 (t)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2009年</td><td>171,317</td></tr> <tr><td>2010年</td><td>166,043</td></tr> <tr><td>2011年</td><td>172,798</td></tr> <tr><td>2012年</td><td>181,463</td></tr> <tr><td>2013年</td><td>181,667</td></tr> <tr><td>2014年</td><td>188,296</td></tr> </tbody> </table> <p>[低公害車の導入の状況] 平成27年7月現在</p> <p>&lt;低排出ガス車の導入状況&gt;</p> <table border="0"> <tbody> <tr> <td>平成12年基準適合/PM75%低減ディーゼル車</td> <td>8台( 8.0%)</td> </tr> <tr> <td>平成12年基準適合/PM85%低減ディーゼル車</td> <td>4台( 4.0%)</td> </tr> <tr> <td>平成17年基準適合/PM10%低減重量車</td> <td>16台(16.0%)</td> </tr> <tr> <td>平成17年基準適合/75%低減車</td> <td>1台( 1.0%)</td> </tr> <tr> <td>平成19年規制適合車</td> <td>1台( 1.0%)</td> </tr> <tr> <td>平成21年基準適合車</td> <td>1台( 1.0%)</td> </tr> <tr> <td>平成21年基準適合/10%低減車</td> <td>2台( 2.0%)</td> </tr> <tr> <td>平成22年規制適合車</td> <td>2台( 2.0%)</td> </tr> <tr> <td>平成22年規制適合/10%低減車</td> <td>16台(16.0%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;低燃費車の導入状況&gt;</p> <table border="0"> <tbody> <tr> <td>平成22年度燃費基準達成車</td> <td>1台( 1.0%)</td> </tr> <tr> <td>平成22年度燃費基準達成車</td> <td>1台( 1.0%)</td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準達成車</td> <td>29台(29.0%)</td> </tr> </tbody> </table>	キャブオーバ	25台	廻転車	40台	高所作業車	2台	コンテナ専用車	2台	脱着装置付コンテナ専用車	9台	ダンプ	9台	バン	10台	箱型	1台	年	収集運搬量 (t)	2009年	171,317	2010年	166,043	2011年	172,798	2012年	181,463	2013年	181,667	2014年	188,296	平成12年基準適合/PM75%低減ディーゼル車	8台( 8.0%)	平成12年基準適合/PM85%低減ディーゼル車	4台( 4.0%)	平成17年基準適合/PM10%低減重量車	16台(16.0%)	平成17年基準適合/75%低減車	1台( 1.0%)	平成19年規制適合車	1台( 1.0%)	平成21年基準適合車	1台( 1.0%)	平成21年基準適合/10%低減車	2台( 2.0%)	平成22年規制適合車	2台( 2.0%)	平成22年規制適合/10%低減車	16台(16.0%)	平成22年度燃費基準達成車	1台( 1.0%)	平成22年度燃費基準達成車	1台( 1.0%)	平成27年度燃費基準達成車	29台(29.0%)
キャブオーバ	25台																																																						
廻転車	40台																																																						
高所作業車	2台																																																						
コンテナ専用車	2台																																																						
脱着装置付コンテナ専用車	9台																																																						
ダンプ	9台																																																						
バン	10台																																																						
箱型	1台																																																						
年	収集運搬量 (t)																																																						
2009年	171,317																																																						
2010年	166,043																																																						
2011年	172,798																																																						
2012年	181,463																																																						
2013年	181,667																																																						
2014年	188,296																																																						
平成12年基準適合/PM75%低減ディーゼル車	8台( 8.0%)																																																						
平成12年基準適合/PM85%低減ディーゼル車	4台( 4.0%)																																																						
平成17年基準適合/PM10%低減重量車	16台(16.0%)																																																						
平成17年基準適合/75%低減車	1台( 1.0%)																																																						
平成19年規制適合車	1台( 1.0%)																																																						
平成21年基準適合車	1台( 1.0%)																																																						
平成21年基準適合/10%低減車	2台( 2.0%)																																																						
平成22年規制適合車	2台( 2.0%)																																																						
平成22年規制適合/10%低減車	16台(16.0%)																																																						
平成22年度燃費基準達成車	1台( 1.0%)																																																						
平成22年度燃費基準達成車	1台( 1.0%)																																																						
平成27年度燃費基準達成車	29台(29.0%)																																																						
<p>廻転機器ごとの所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類、保管上限量(文字表記)</p>	<p>(平成27年6月16日現在)</p> <p>場所:熊本県熊本市東区戸島町2870-1外</p> <p>品目:廃酸(特別管理産業廃棄物、廃バッテリーに限る) 廃アルカリ(特別管理産業廃棄物、廃バッテリーに限る)</p> <p>面積:20m<sup>2</sup></p> <p>高さ:3.0m</p> <p>最大保管数量:27m<sup>3</sup></p>																																																						

## 施設及び処理状況(処分業)

(平成27年6月16日現在)

【本社工場】熊本県熊本市東区戸島町2874-1

### ■金属リサイクル工場

- ・切断 H12年12月20日 68.8t/日(ブ、木、金)
- ・圧縮 H3年3月1日 5.6t/日(ブ、金)
- ・剥離 H12年12月20日 3.0t/日(ブ、金)
- ・切断・分離 H12年12月20日 2.5t/日(ブ、金)

### ■廃自動車等解体工場

- ・選別・解体 H12年12月20日 30台/日(ブ、油、紙、木、繊、ゴ、金、陶)

### ■破碎処理工場

- ・選別 H12年12月20日 16t/日(ブ、紙、木、繊、ゴ、金、陶、が)
- ・破碎 H12年12月20日 4.1t/日(ブ、紙、木、繊、ゴ、金、陶、が)
- ・破碎・選別 H17年4月26日 32t/日(ブ、紙、木、繊、ゴ、金、陶、が)

### ■びん・缶選別工場

- ・選別 H3年3月1日 48t/日(金、陶)
- ・圧縮 H3年3月1日 16t/日(金)
- ・圧縮 H3年3月1日 5.6t/日(金)
- ・破碎・分級 H12年9月30日 16t/日(陶)

### ■ペットボトル等選別工場

- ・選別 H10年3月25日 4.0t/日(ブ)
- ・圧縮 H19年6月1日 4.5t/日(ブ)

### ■廃蛍光管破碎施設

- ・破碎 H13年9月27日 1.0t/日(ブ、金、陶(廃蛍光管に限る))

### ■破碎・減容施設

- ・破碎・減容 H17年3月15日 0.96t/日(ブ)

### ■選別・圧縮工場

- ・選別 H12年8月31日 40t/日(ブ、紙、繊)
- ・圧縮 H12年8月31日 168t/日(ブ、紙、繊)

### ■破碎・選別工場

- ・破碎(移動式)・選別 H15年11月11日 280t/日(木)

### ■ペットボトル破碎工場

- ・選別・破碎・洗浄 H20年9月19日 17t/日(ブ(廃ペットボトルに限る))

### ■びん・ガラス破碎工場

- ・選別・破碎・洗浄 H17年4月26日 200t/日(陶(廃飲料用容器に限る))

### ■機密古紙破碎工場

- ・破碎 H20年9月26日 9.6t/日(紙)

### ■選別・プレス工場

- ・選別・圧縮 H20年9月26日 100t/日(ブ、紙、木、繊、ゴ、金、陶)

### ■選別工場

- ・選別・圧縮・梱包 H23年8月9日 48t/日(ブ、紙、木、繊、ゴ、金、陶)

処理施設の設置場所、設置年月日、  
施設の種類、産業廃棄物の種類、処理能力、処理方式、構造、施設の概要(文字表記)

【大津事業所】熊本県菊池郡大津町杉水字中谷3746番2外

- ・圧縮 H11年2月5日 198.9t/日(紙、ブ、金、繊)
- ・解体・選別 H11年2月5日 32t/日(ブ、木、金、陶)
- ・選別 H11年11月6日 78t/日(紙、繊、が)
- ・破碎1 H14年4月25日 1.0t/日(陶)
- ・破碎2 H16年7月1日 4.4t/日(紙、木、繊、ブ)
- ・圧縮・固化 H16年7月1日 4.4t/日(紙、木、繊、ブ)

『備考』( )内は処理する産業廃棄物の種類

紙:紙くず、ブ:廃プラスチック類、木:木くず、金:金属くず、繊:繊維くず、陶:ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、が:がれき類、ゴ:ゴムくず、油:廃油を表します。

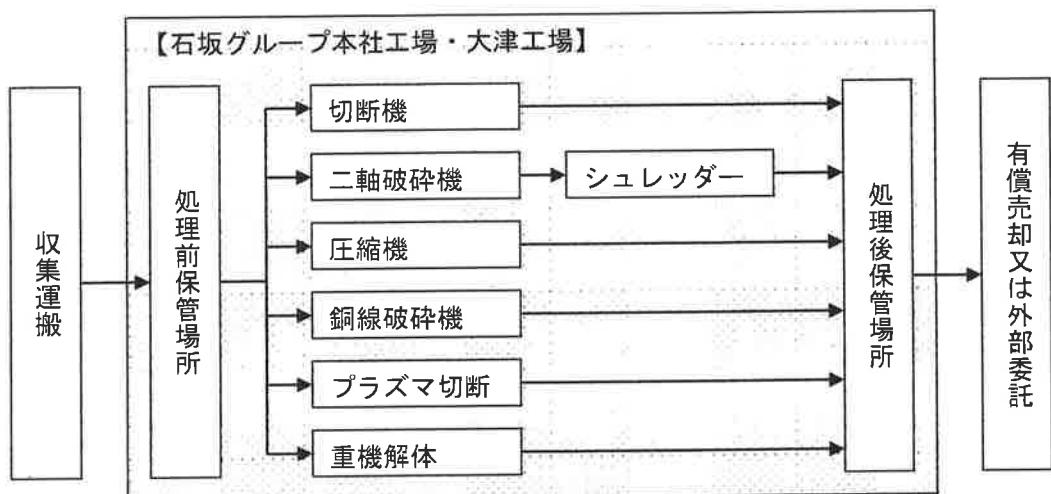
※設備の構造及び概要は、「事業場の処理工程図」をご参照ください。

※環境保全のため、施設はすべて建屋内のコンクリート基礎上に設置しています。これにより、粉じんの飛散、雨水等の汚濁、騒音・振動の発生等を防止しています。

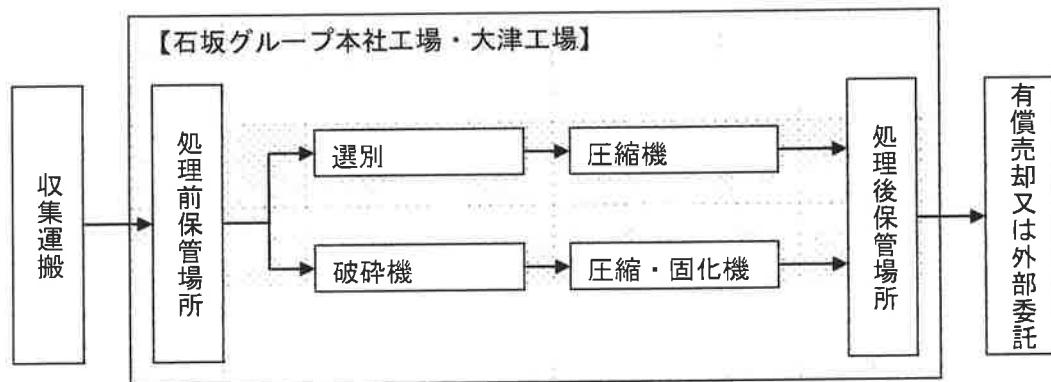


有価資源回収協業組合石坂グループ 事業場内の処理工程

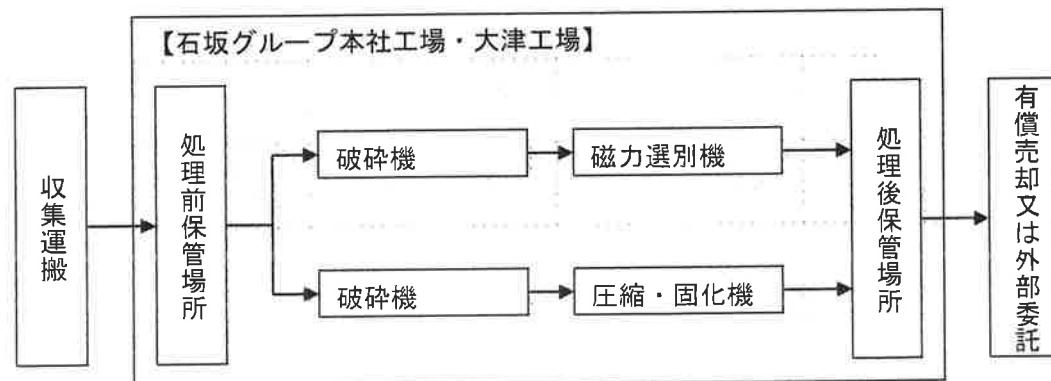
①金属くず



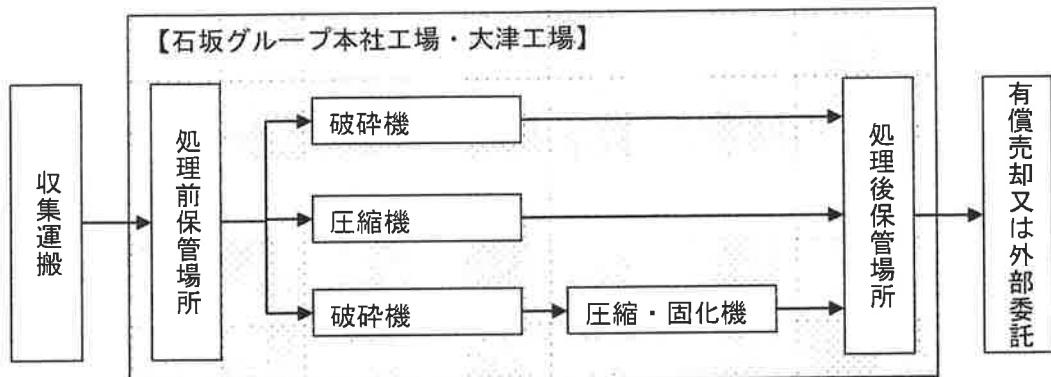
②紙くず



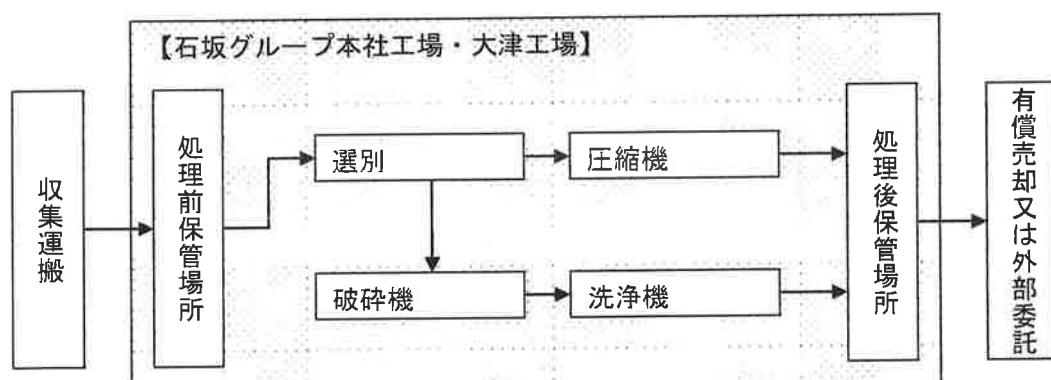
③木くず



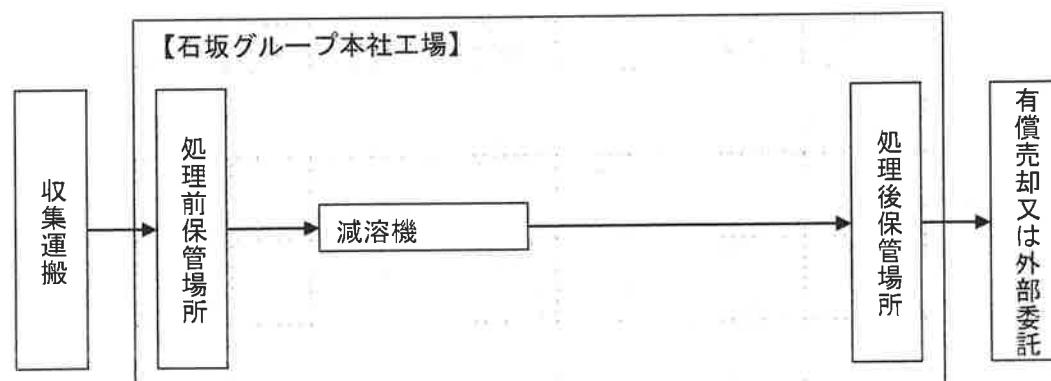
④廃プラスチック類



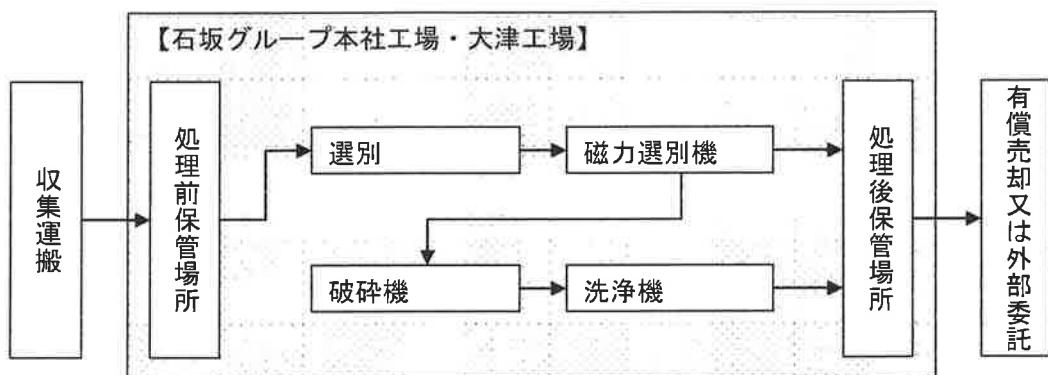
⑤ペットボトル（廃プラスチック類）



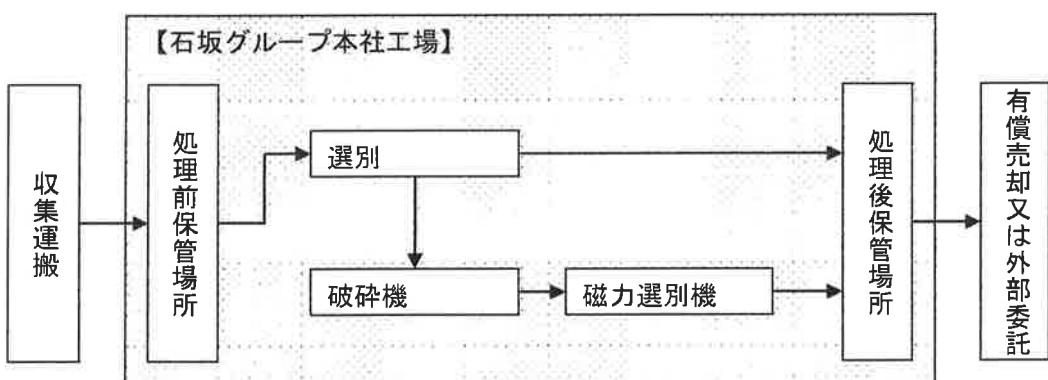
⑥発泡スチロール（廃プラスチック類）



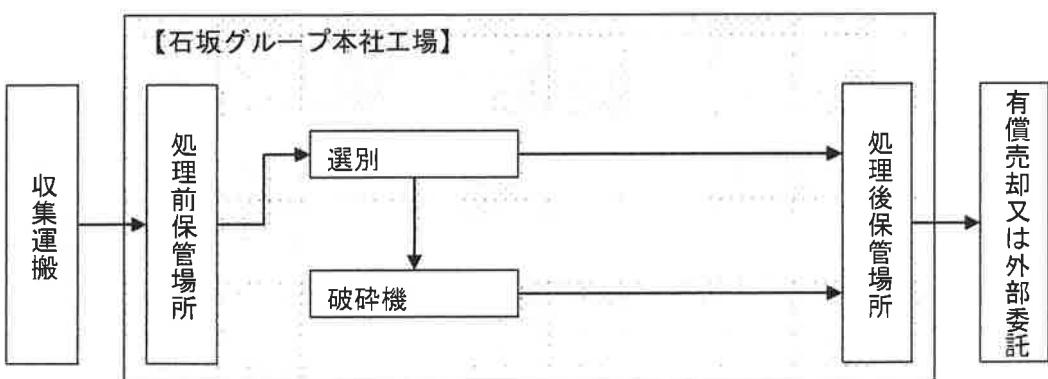
⑦ビン缶（ガラスくず・金属くず）



⑧がれき類

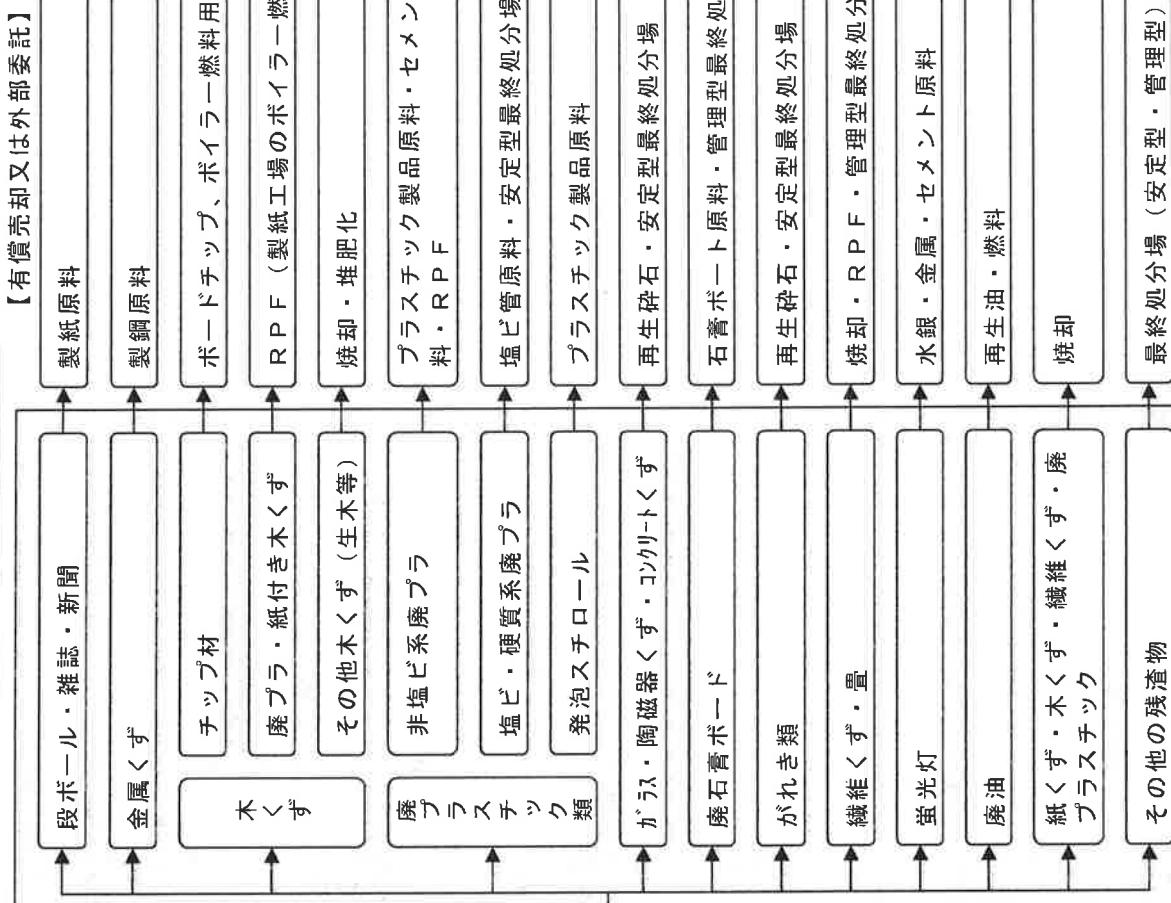
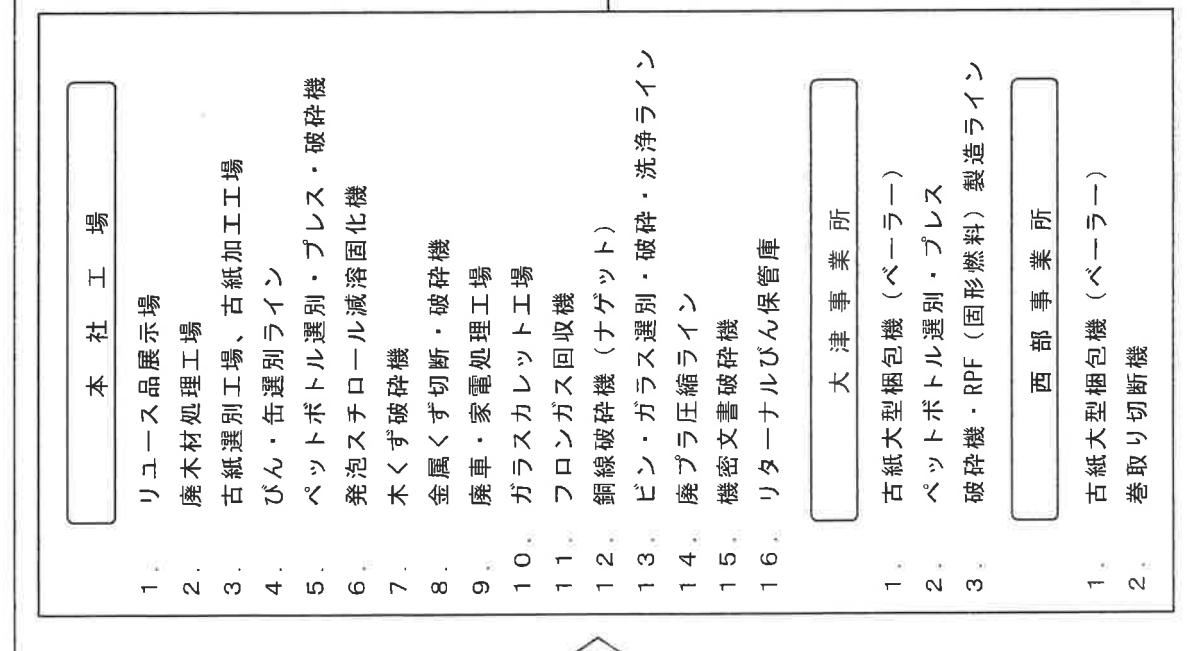


⑨蛍光灯（ガラスくず、金属くず、廃プラスチック類）



有価資源回収協業組合石坂グループ 全体処理工程

(H27.6 ~ H28.5)



排出事業者

受託した産業廃棄物の処理量

2014年（2013年12月～2014年11月）

処理方法等	廃棄物等種類	処分方法等	処理量 (t)	
( i ) 収集運搬	(廃プラスチック)		5618.9	
	(紙くず)		81.3	
	(木くず)		2858.4	
	(繊維くず)		29.3	
	(金属くず)		1652.2	
	(ガラス・陶磁器くず)		3152.7	
（がれき類）			4616.3	
収集運搬量合計			18009.1	
( ii ) 中間処理	(廃プラスチック)	(選別・破碎・圧縮)	4301.9	
	(がれき類)	(選別・破碎)	2399.1	
	(ガラス陶磁器屑)	(選別・破碎)	498.8	
	(木くず)	(破碎・選別)	2055.3	
	(金属くず)	(破碎・選別)	2096.7	
	(紙くず)	(圧縮・選別)	88.4	
	(廃プラスチック)	(固化・減容)	1541.9	
小計			12982.1	
うち 再資源化等	(木くず)	(破碎・選別)	2055.3	
	(金属くず)	(破碎・選別)	2085.9	
	(紙くず)	(圧縮・選別)	88.4	
	(廃プラスチック)	(固化・減容)	1541.9	
再資源化等量小計			5771.5	
中間処理合計			12982.1	
( iii ) 最終処分				
最終処分量合計			0	
( iv ) 中間処理後 の産業廃棄物	最終処分	ガラス・陶磁器屑	安定型処分	252.6
		ガラスくず	管理型処分	1287.9
		がれき	安定型処分	1068
		がれき	管理型処分	52.9
		金属くず	加熱・焼却	29.1
		金属くず	破碎	33.9
		廃プラスチック	焼却	616.6
		廃プラスチック	安定型処分	416.2
	最終処分等量小計			3757.2
	再資源化等	木くず	焼却・破碎	396.5
		廃プラスチック	破碎	53.6
		ガラス・陶磁器屑	破碎	204.3
		ガラスくず	乾燥	728.1
		がれき	破碎	1484.7
		廃プラスチック	還元	604.4
		廃プラスチック	焼成	1002.5
再資源化等量小計			4474.1	
中間処理後処分量合計			8231.3	

## 主な役割、責任及び権限

区分	主な役割、責任及び権限
理事長	①環境方針の制定、見直し ②全体環境目的・目標の承認 ③全体環境目的・目標プログラムの承認 ④環境管理責任者の指名 ⑤環境管理マニュアル、規程の承認 ⑥内部環境監査リーダー及び内部環境監査員の任命 ⑦内部監査プログラムの承認 ⑧環境マネジメントシステムの見直し ⑨マネジメントシステム運用に対する資源の用意
環境管理責任者	①環境マネジメントシステムの要求事項を確立・実施し、維持する システム運用におけるすべての権限 ②マネジメントシステム改善の基礎として理事長への運用実績の報告 ③各手順書・教育訓練プログラムについての承認 ④著しい環境側面に関する実施及び運用検討書の承認 ⑤著しい環境側面登録簿の承認 ⑥全体環境目的目標の達成状況を評価し、環境会議で報告する ⑦環境管理マニュアル・規程の作成 ⑧全体環境目的・目標の審査 ⑩全体環境目的・目標プログラムの審査 ⑪環境への負荷と取組の自己チェックリスト(監視測定一覧表)の承認 ⑫法規制登録簿の承認 ⑬環境活動レポートの承認
EA21(ISO)事務局	①環境マネジメントシステムにおける書類作成及び管理・配布の実施 ②環境管理責任者の補佐 ③全体環境目的・目標・プログラムの作成 ④環境側面の見直し ⑤環境法規制登録簿の作成 ⑥教育訓練プログラムの作成 ⑦各環境記録の保管 ⑧内部監査プログラムの作成 ⑨環境への負荷の自己チェックリストの作成 ⑩環境への取組の自己チェックリストの作成 ⑪環境活動レポートの作成・公表
部門長	①環境目的・目標達成のためマネジメントシステムを実施管理する ②環境側面の抽出 ③実施されたマネジメントシステムの維持 ④作業手順書の管理・実施 ⑤運用管理手順書の作成 ⑥教育訓練の実施 ⑦作業要員の能力認定を行い認定結果・基準を環境記録として保管 ⑧監視測定を実施し、結果を環境記録として保管
内部環境監査チーム	①環境マネジメントシステムが適切に実施・維持されているかの検証 ②監査結果に関する情報の理事長及び環境管理責任者への報告 ③内部監査規程により不適合の発見 ④内部監査計画書の作成 ⑤内部監査報告書の作成
実行責任者 (リーダー)	①環境目的・目標達成のためマネジメントシステムを実施管理する ②問題点の抽出、原因の追究と対策の立案、効果の確認 ③社員に対する啓蒙・啓発
環境会議	議長： 環境管理責任者 出席者： EA21(ISO)事務局・各部門長。 開催頻度：月一回の開催とし議事録を環境記録として残す 目的： 環境マネジメントシステムの計画・実施・維持に関する審議・伝達及び環境マネジメントプログラムの進捗報告・審議

※太字はEA21のみ

## 環境目標と環境活動計画

### 環境目標

中長期の環境目標は、2011年度実績を基準として、下記のとおり設定しました。

項目	単位	基準 2011年度	環境目標		
			2012年	2013年	2014年
工場の二酸化炭素排出量	中間処理量あたり	kg-CO <sub>2</sub> / t	10.50 (1%削減)	10.39 (2%削減)	10.29 (3%削減)
収取運搬の二酸化炭素排出量	収集運搬量あたり	kg-CO <sub>2</sub> / t	7.55 (1%削減)	7.47 (2%削減)	7.40 (3%削減)
水使用量	中間処理量あたり	m <sup>3</sup> / t	0.130 (1%削減)	0.129 (2%削減)	0.128 (3%削減)
廃棄物等排出量	リサイクル率	%	98.0	98%以上	98%以上
工場見学、体験学習者	工場見学・ 体験学習者数	人	18,729 (現状維持)	1,829 (現状維持)	1,829 (現状維持)

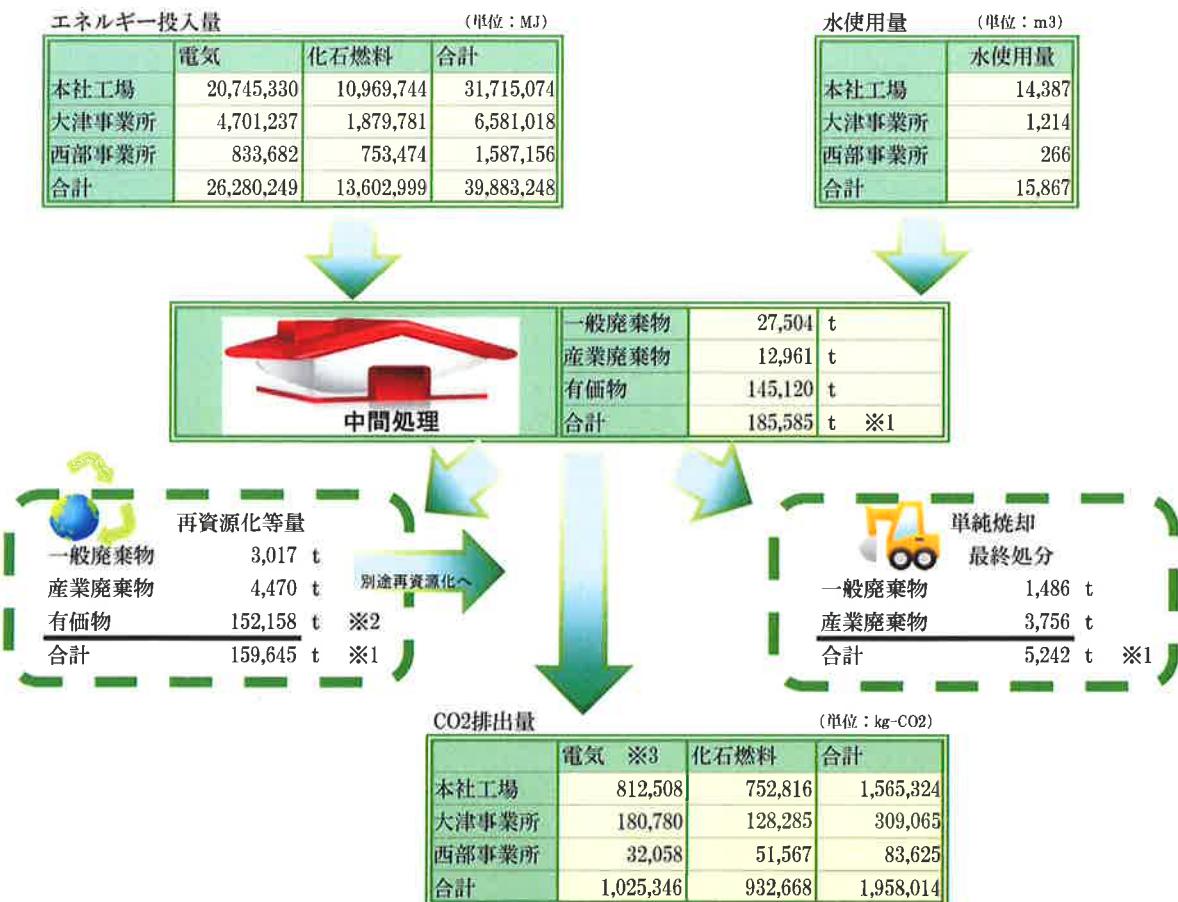
### 環境活動計画

環境目標を達成するため、環境活動計画を下記の通り設定しました。

項目	2011年度	2013年度
工場の二酸化炭素排出量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加工機械時間短縮及び切り替え運転の実施</li> <li>・作業終了時の機械のブレーカーオフの実施</li> <li>・エアコンの使用期間の限定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加工機械時間短縮及び切り替え運転の実施</li> <li>・作業終了時の機械のブレーカーオフの実施</li> <li>・エアコンの使用期間の限定</li> </ul>
収取運搬の二酸化炭素排出量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アイドリングストップの実施</li> <li>・配車の見直し</li> <li>・稼働率のUP</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アイドリングストップの実施</li> <li>・配車の見直し</li> <li>・稼働率のUP</li> </ul>
水使用量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水タンク増設等の設備改善検討</li> <li>・洗車時の雨水使用の促進と使用時間短縮</li> <li>・節水強化月間の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水タンク増設等の設備改善検討</li> <li>・洗車時の雨水使用の促進と使用時間短縮</li> <li>・節水強化月間の実施</li> </ul>
廃棄物等排出量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・RPF原料化の強化</li> <li>・マテリアル原料化の強化</li> <li>・選別方法・収集方法の改善の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・RPF原料化の強化</li> <li>・マテリアル原料化の強化</li> <li>・選別方法・収集方法の改善の強化</li> </ul>
工場見学、体験学習者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出張体験学習</li> <li>・学校関係への案内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出張体験学習</li> <li>・学校関係への案内</li> </ul>

## グループ全体の物質収支

### 工場系

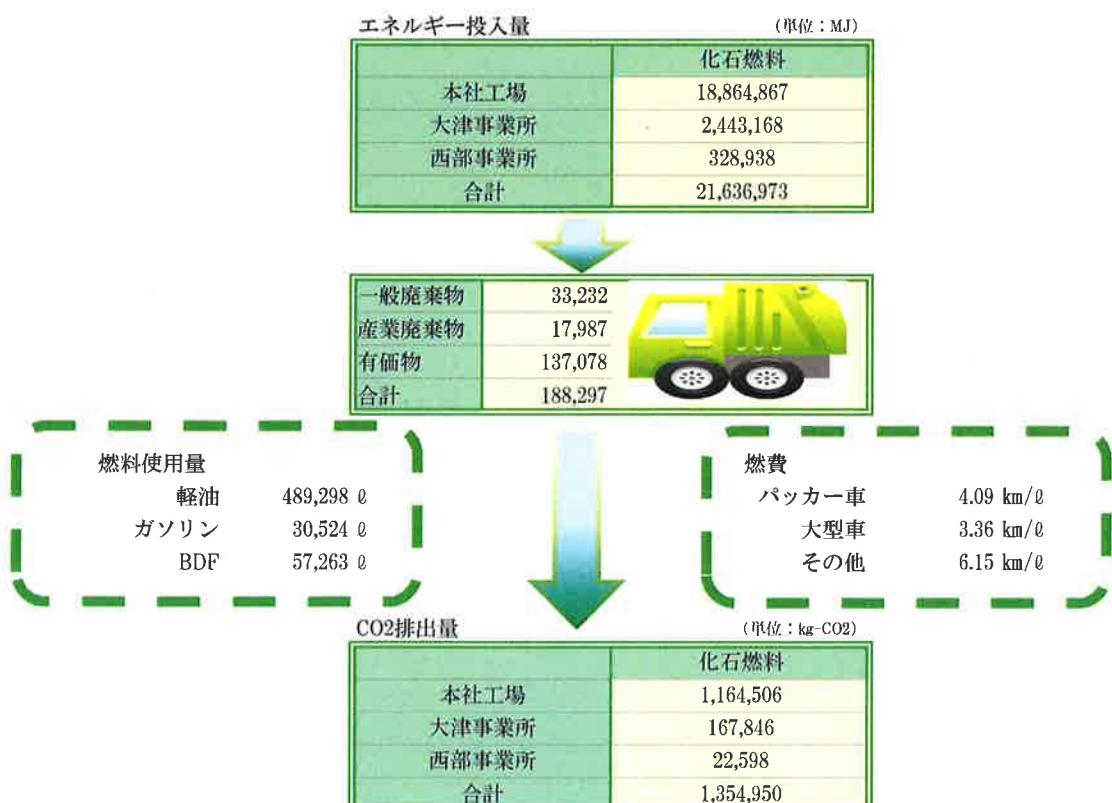


※1 入出荷のタイムラグがあるため、中間処理=再資源化+単純焼却最終処分量にはなっていません

※2 廃棄物から再資源化されたものも含みます。

※3 CO2の排出係数は、H22年度九州電力のCO2の実排出係数0.385kg-CO2/kwhを使用しています。この係数は3年間使用します。

### 輸送系



## 環境目標と実績

### 地球温暖化防止のために

「二酸化炭素排出量」について、2014年度は、工場の環境目標は達成できませんでした。工場の環境目標が達成できなかったのは、基準年である2011年度に比べ、古紙の取扱量が減少したこと、工場の稼働率が下がったためと考えられます。

### 水資源保護のために

工場・車両の洗浄及び本社工場の処理工程の「水使用量」について、2014年度は、環境目標を達成できました。

### 循環型社会形成推進のために

工場からの廃棄物等排出量の「リサイクル率」について、2014年度は、環境目標を達成できませんでした。

### 地域・社会貢献のために

工場見学・体験学習者数について、2014年度は、環境目標を達成できました。

項目	単位	2013年度 実績	2014年度		主な環境行動計画
			目標	実績	
二酸化炭素排出量	工場 総量	kg-CO2	2,043,131	-	1,958,014
		kg-CO2/t	11.18	10.55 (3%削減)	・加工機械時間短縮及び切り替え運転の実施 ・作業終了時の機械のブレーカーオフの実施
	社員教育・訓練 収集運搬量 あたり	kg-CO2	1,436,628	-	1,354,950
		kg-CO2/t	7.91	7.20 (3%削減)	・自家発電設備の使用停止 ・アイドリングストップの実施 ・急発進、急加速の禁止及び法定速度の厳守 ・省燃費運転講習会、メンテナンス向上研修会の実施
水使用量	総量	m3	15,640	-	15,867
	中間処理量 あたり	m3/t	0.0855	0.0855 (3%削減)	・場内配管等の漏水の有無の確認と補修 ・洗車時の雨水使用の促進と使用時間短縮 ・節水強化月間の実施
	再資源化等量	t	165,209	-	159,645
廃棄物排出量	単純焼却最終処分量	t	4,773	-	4,928
	リサイクル率	%	97.2	98%以上	・適正処理の推進による、リビーター・固定客の確保 ・排出先への廃棄物のリサイクル化への啓蒙啓発 ・廃棄物の分別及びリサイクル研修会の実施
	工場見学・体験学習者数	人	2,927	1,829	・行政や学校に対し、工場見学等を受け入れていることを宣伝する ・目標達成

※環境目標は、2008年度実績を元に設定しています

※CO2の排出係数は、H22年度九州電力のCO2の実排出係数0.385kg-CO2/kwhを使用しています。この係数は3年間使用します。



# 環境関連法規等の遵守状況

ISO-EA21事務局及び部門長は、年1回、順法性の確認を行い、環境記録として保管しています。問題が発見された場合は、環境管理責任者の下、是正措置及び予防措置を実施しています。2013年度は、当社グループによる環境関連法規違反、環境に重大な影響を与える事故、訴訟はありませんでした。

## 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果

実施日 : 2014年11月1日

評価者 : 草野哲示

法規制等	遵守項目	遵守	備考
発棄物の処理及び清掃に関する法律	<b>許可</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○一般廃棄物処理業の許可</li><li>○一般焼却物収集運搬業の許可</li><li>○産業廃棄物処理業の許可</li><li>○産業廃棄物収集運搬業の許可</li><li>○古物商の許可</li><li>○技術管理者の設置</li><li>○変更の際の届け出及び許可</li><li>○帳簿の記載及び県、市への年間報告(要求時のみ)</li></ul>	<input checked="" type="checkbox"/>	
	<b>契約</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○一般廃棄物の顧客との契約</li><li>○産業廃棄物の顧客との契約</li><li>○産業廃棄物最終処分場との契約</li><li>○行政との委託契約</li><li>○マニフェスト伝票</li><li>○マニフェストの管理と保管</li></ul>	<input checked="" type="checkbox"/>	業者 営業 業者 業者 営業 事務局 事務局 営業 事務局
	<b>表示</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○廃棄物置き場事の表示</li><li>○保管場所の指定</li></ul>	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	
消防法	<b>届出</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○防火管理者の選任届け</li><li>○危険物取扱所設置許可申請</li><li>○消防用設備等設置届出書</li><li>○少量危険物、指定可燃物貯蔵・圧縮アセチレン等取り扱い届出書</li><li>○防火対象物使用開始届出書</li><li>○防火計画の作成、実施</li><li>○消防訓練の実施及び防水上の教育</li><li>○火災予防上の自主検査</li></ul>	<input checked="" type="checkbox"/>	1月実施
浄化槽法	<b>届出</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○浄化槽設置届出</li><li>○設置検査及び使用開始後検査</li><li>○月次点検</li><li>○年次点検</li></ul>	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	毎月 1月・5月実施
熊本県公害防止条例	<b>届出</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○騒音特定施設設置届出</li></ul>	<input checked="" type="checkbox"/>	
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施確保等に関する法律	<b>登録</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○第1種フロン類回収業者の登録</li><li>○第2種フロン類回収業者の登録</li></ul> <b>フロン破壊証明</b> <b>フロン管理表</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○行政機関への年1回の報告</li><li>○適正な場所への設置等</li><li>○機器の点検</li><li>○フロン漏えい時の措置</li><li>○点検・整備の記録の作成・保存</li></ul>	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	
使用済み自動車の再資源化等に関する法律	<b>引取り事業者登録</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○解体事業者登録</li><li>○破砕事業者登録</li></ul>	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	
危機物の処理及び清掃に関する法律	<b>特別管理産業廃棄物収集運搬業許可</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○収集運搬、処分等にに関する許可・届出一覧</li></ul>	<input checked="" type="checkbox"/>	最新の記録を登録
水質汚濁防止法	<b>届出</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○貯油施設破損事故の都道府県知事への届出</li></ul>	<input checked="" type="checkbox"/>	
労働安全衛生法	<ul style="list-style-type: none"><li>○作業主任者の選任</li><li>○機械等設備の届出</li></ul>	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	安全管理会
	<b>表示</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○「劇物」「医薬用外」表示(自体に赤文字)</li><li>○毒物、劇物の紛失、飛散、漏洩の防止</li></ul>	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	
熊本県地下水保全条例	<ul style="list-style-type: none"><li>○地下水採取の届出</li></ul>	<input checked="" type="checkbox"/>	
騒音規制法	<ul style="list-style-type: none"><li>○特定施設設置届</li></ul>	<input checked="" type="checkbox"/>	
大気汚染防止法	<ul style="list-style-type: none"><li>○特定施設設置届</li></ul>	<input checked="" type="checkbox"/>	
振動規制法	<ul style="list-style-type: none"><li>○特定施設設置届</li></ul>	<input checked="" type="checkbox"/>	
PRTR法	<ul style="list-style-type: none"><li>○第一種特定化学物質の排出量及び移動量の届出書</li></ul>	<input checked="" type="checkbox"/>	
リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"><li>リサイクル率の遵守</li><li>行政機関への報告</li><li>リサイクル券制度の活用</li></ul>	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	毎月実施
容器包装リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"><li>再商品化事業者の登録</li><li>指定法人への報告の義務</li></ul>	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	行政立会

## 代表者による全体評価と見直しの結果

### 【全体の評価】

#### ●環境目標の達成状況

環境目標の達成状況は、5つの環境目標に対して達成できたのは2つでした。

目標未達となっている二酸化炭素排出量は、基準年である2011年度に比べ、古紙の取扱量が減少したことで、工場の稼働率が下がったためと思われます。

今後は、経済状況の上昇による事業活動の活性化と、具体的な指示や教育を実施できる部門長・環境委員の育成を行っていきます。リサイクル率については、混合廃棄物の量が増えてきたためと思われます。

#### ●環境活動計画の実施及び運用結果

おおむね計画通りには実施できていましたが、二酸化炭素排出量・リサイクル率については、環境目標の達成にはつながりませんでした。

#### ●環境関連法規等の遵守状況

遵守評価の結果、すべての環境関連法規等を遵守できていました。

#### ●外部からの環境に関する苦情や要望など

本年も取引先企業からの視察及び処分場の確認などで多くの方が訪問されました。それ以外では、行政主催の環境フェア、中・高生の職場体験、地域自治体の見学などもありました。

### 【見直しの結果】

世界情勢の影響による為替の変動、中国を中心としたアジア各国における情勢の変化に伴う市況の変化により取扱量等にも大きく影響をしてくる。よって、市況の変化を迅速に察知し、海外市況に左右されない体制を構築してほしい。

- ・環境方針：化学物質の適正管理及びグリーン購入を追記しました。
- ・環境目標：2014年度の実績を元に、同様の項目で環境目標を設定します。
- ・環境経営システム：取組の継続、方針の見直しを伝え、今後の改善への提案として、更なるコストダウンにも繋がる環境的な取組の抽出を計画し、昨年末達事項の改善に向け努力します。また経済状況的にも厳しい期間を迎える可能性もあるため、前年実績を大きく上回る結果を目指し、社員一人ひとりが営業を行う目前をもって取り組んでいく組織づくりと、教育を実施していきます。

## 地域・社会貢献活動

### 工場見学・体験学習

地元知育、社会貢献活動として、工場見学や体験学習を積極的に受け入れています。2014年度は、3,240名見学・体験学習者を受け入れました。



TKUの日2014 in わくわく江津湖フェスタ

2014年5月10日（土）、11日（日）に開催された、テレビ熊本主催の『TKUの日2014』に環境教室で出展しました。



くまもと環境フェア2014

2014年10月11日（土）、12日（日）に熊本市主催の『くまもと環境フェア2014』に出展し、ビーズ玉によるプレスレット作り、紙すき体験を行いました。



## 社員教育・訓練

一般教育 (管理者研修)	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境方針及び手順並びに環境マネジメントシステムの要求事項に適合することの重要性</li> <li>作業活動による顕在又は潜在の著しい環境影響及び各人の作業改善による環境上の利点</li> <li>環境方針及び手順との適合、並びに緊急事態への準備及び対応の要求事項を含む環境マネジメントシステムの要求事項との適合を達成するための役割及び責任</li> <li>規定された運用手順からの逸脱した際に予想される結果</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>著しい環境側面に関する業務を適切に実施運用するための技能</li> </ul>
	部門選任者訓練
	<ul style="list-style-type: none"> <li>規定された運用手順からの逸脱した際に予想される結果</li> </ul>
力量教育 (従業員研修)	内部監査員研修
	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境マネジメントシステム監査に必要な知識・技術の習得</li> </ul>
	専門技術者講習
	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務上取得が必要な技能講習、免許、資格</li> </ul>



### 主な資格取得者数

(2015年1月現在)

産業廃棄物収集運搬	17名	フォークリフト技能講習	120名
産業廃棄物処分	4名	ショベルローダー技能講習	107名
特別管理産業廃棄物収集運搬	15名	車両建設機械運転技能講習（小型）	34名
技術管理士（中間処理施設）	2名	車両建設機械運転技能講習（大型）	47名
技術管理士（破碎・リサイクル）	9名	車両建設機械運転技能講習（解体）	3名
こみ処理施設技術管理士	4名	小型移動式クレーン技能講習	53名
一般廃棄物事業者（収集運搬・処分）	1名	ホイストクレーン特別講習（天井クレーン）	16名
冷媒回収技術者	8名	玉掛け技能講習	44名
環境カウンセラー	3名	クレーン運転業務特別教育	21名
公害防止管理者（水質）	1名	ガス溶接技能講習	19名
第一種衛生管理者	1名	アーク溶接技能講習	12名
はい作業主任技術者	8名	高所作業車運転技能講習	21名
特定化学物質作業主任者	5名	運行管理者	7名
特定化学物質及び四アルキリ鉛等作業主任者	5名	解体工事施行技士	1名
危険物取扱保安責任者（乙種四類）	7名	安全運転管理者	2名
危険物取扱保安責任者（丙種四類）	6名	大型一種免許	41名
甲種防火管理者	2名	大型特殊免許	3名

### 本レポートについて

- 2015年5月発行 第9版
- 対象取組期間/2013年12月～2014年11月
- 編集担当者/EA21事務局 草野哲示、福岡龍伸



21世紀のリサイクルシステムをサポートする  
有価物回収協業組合  
**石坂グループ**  
TEL 0800-200-5501

ホームページ : <http://www.ishizaka.gr.jp>  
メール : info@ishizaka.gr.jp



## ●大津事業所

熊本県菊池郡大津町杉水 3746 番地  
TEL. 096(293)0561 FAX. 096(293)0943



## ●本社工場

熊本県熊本市東区戸島町 2874 番地

### 本社工場 :

TEL. 096(389)5501 FAX. 096(389)5502

### 環境事業部直通番号 :

TEL. 096(389)5517 FAX. 096(349)7225

家電品処理センター : TEL. 096(389)7711

## ●西部事業所

熊本県熊本市西区上代町 7 丁目 28-11  
TEL 096(329)2002 FAX. 096(329)2003

